

静岡県訓令甲第5号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

職員のサービスの宣誓に関する規程（昭和26年静岡県訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

別記様式中「（印）」を削る。

附 則

この訓令甲は、令和3年4月1日から施行する。